

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 砂防・地すべり等工事				合算工事： 0		
対象工事費	133, 519, 509	直接工事費	133, 519, 509	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	1, 100, 082	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		133, 519, 509		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		132, 419, 427			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		7. 26 %		0	%	
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		7. 26 %				
計上額		9, 693, 000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	132,419,427	直接工事費	133,519,509		
非対象額計（一）	1,100,082				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,100,082	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	132,419,427	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.74 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.74 %				
計上額	979,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	2,550,000				
運搬費	102,860	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	1,849,140	役務費	0	技術管理費	598,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					13,222,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	146,741,509	単独（追加工事）直接工事費	133,519,509	単独（追加工事）共通仮設費	13,222,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	146,741,509	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	145,641,427		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	24.56 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0.43 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	24.99 %		0 %		
計上額	36,670,000		0		0
			8,047,125（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名 富士川砂防事務所 工務課

工事番号

第 0 回変更

発注年月 令和08年06月

契約区分

主工種

砂防・地すべり等工事

工事原価	183,411,509				
純工事費	146,741,509	現場管理費	36,670,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	183,411,509	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	182,311,427	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	183,411,509				
契約保証に係る補正值	0.04	%			
一般管理費率					
単独（追加工事）	16.96	%	現工事	0	%
合算工事					
一般管理費	31,178,491				
業務委託料等	0				
調査基準価格	215,171,000				
調査基準価格の100/110	195,610,000	（91.16％）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 武智川下流床固群工事

国土交通省 関東地方整備局
富士川砂防事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 8 武智川下流床固群工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
流路		式		1		
砂防土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削(砂防) [橋梁下部]	岩塊・玉石	m3		360		
掘削工(ICT)		式		1		
掘削(砂防)(ICT)	岩塊・玉石	m3		490		
土砂等運搬 [仮置場]		式		1		
整地 [仮置場]		式		1		
盛土工		式		1		
盛土(流用土)	2. 5m未満	m3		60		
盛土(流用土)	2. 5m以上4. 0m未満	m3		20		

工事数量総括表

工事名	R 8 武智川下流床固群工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
盛土(流用土)	4.0m以上	m3		70		
法面整形工(ICT)		式		1		
法面整形(切土部)(ICT)	ㄧ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		70		
法面整形(盛土部)(ICT)	ㄧ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		250		
残土処理工		式		1		
整地		式		1		
土砂等運搬		式		1		
流路護岸工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り(掘削(砂防))		式		1		
床掘り(掘削(砂防)) [橋梁下部]	[橋梁下部]	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 武智川下流床固群工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
埋戻し		式		1		
基礎工		式		1		
場所打基礎 25型土台	底幅43cm 高さ25cm 21-8-25(20) (高炉B)	m		75		
ブロック積擁壁工		式		1		
コンクリートブロック積 裏コンなし	控え35cm ホールラス型 21-8-25(20) (高炉B)	m2		336		
胴込・裏込材 (碎石)	RC-40	m3		170		
現場打天端コンクリート	幅73cm 21-8-25(20) (高炉B)	m3		5		
隔壁工		式		1		
現場打隔壁コンクリート	21-8-40 (高炉B)	m3		3		
根継工		式		1		
根継コンクリート	21-8-40 (高炉B)	m3		37		

工事数量総括表

工事名	R 8 武智川下流床固群工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
型枠		式		1		
もたれ式擁壁工		式		1		
もたれ式擁壁	21-8-40 (高炉B)	m3		74		
場所打水路工		式		1		
吐口工	21-8-40 (高炉B)	m3		9		
底張工		式		1		
底張コンクリート	21-5-40 (高炉B)	m3		118		
底張コンクリート [橋梁下部]	21-8-40 (高炉B)	m3		91		
型枠		式		1		
床固め工		式		1		
作業土工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 武智川下流床固群工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
床掘り (掘削 (砂防))		式		1		
埋戻し		式		1		
床固め本体工 [第13床固]		式		1		
コンクリート	21-5-40 (高炉B)	m3		383		
石積	練石 玉石 φ 30cm程度	m2		11		
石張	練石 玉石 φ 30cm程度	m2		10		
型枠		式		1		
足場		式		1		
副床固工 [第13床固]		式		1		
コンクリート	21-5-40 (高炉B)	m3		125		
石積	練石 玉石 φ 30cm程度	m2		14		

工事数量総括表

工事名	R 8 武智川下流床固群工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
石張	練石 玉石 φ 30cm程度	m2		16		
型枠		式		1		
足場		式		1		
側壁工 [第13床固]		式		1		
コンクリート	21-8-40 (高炉B)	m3		228		
目地板		式		1		
水抜パイプ		式		1		
型枠		式		1		
足場		式		1		
水叩工 [第13床固]		式		1		
コンクリート	21-5-40 (高炉B)	m3		128		

工事数量総括表

工事名	R 8 武智川下流床固群工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
型枠		式		1		
斜路工 [第13床固]		式		1		
コンクリート	21-5-40 (高炉B)	m3		229		
石張	練石 玉石 φ 30cm程度	m2		131		
型枠		式		1		
魚道工 [第13床固]		式		1		
コンクリート	21-5-40 (高炉B)	m3		74		
型枠		式		1		
魚道工 [第12床固]		式		1		
コンクリート	21-5-40 (高炉B)	m3		2		
型枠		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 武智川下流床固群工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
流路付属物設置工		式		1		
銘板工		式		1		
銘板	600×400×13 鋳鉄製	枚		1		
点検施設工		式		1		
ステップ	φ 22×400	本		56		
排水構造物工		式		1		
管渠工		式		1		
ヒューム管 (18号排水工)	HP φ 300	m		8		
ヒューム管 (20号排水工)	HP φ 300	m		7		
集水桝・マンホール工		式		1		
現場打ち集水桝 (20号排水工)	18-8-25 (高炉B) 500×500×1000	箇所		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 武智川下流床固群工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
場所打水路工		式		1		
現場打水路 (19号排水工)	18-8-40 (高炉B)	m3		6		
ブロック積復旧工 (19号排水工)		式		1		
場所打基礎 25型土台	18-8-25 (高炉B)	m		10		
コンクリートブロック積 裏コンなし	控え35cm 18-8-25 (高炉B)	m2		20		
胴込・裏込材 (碎石)	RC-40	m3		9		
現場打天端コンクリート	18-8-25 (高炉B)	m3		1		
底張コンクリート	18-8-40 (高炉B)	m3		6		
舗装工		式		1		
管理用通路工		式		1		
不陸整正	補足材なし	m2		2,560		

工事数量総括表

工事名	R 8 武智川下流床固群工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
下層路盤	RC-40 t=100mm	m2		2,560		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート取壊し運搬処理	無筋構造物	m3		754		
コンクリート構造物取壊し [橋梁下部]	無筋構造物 静的破碎	m3		15		
運搬処理工		式		1		
殻運搬 [橋梁下部]		式		1		
殻処分 [橋梁下部]		式		1		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
工事用道路盛土		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 武智川下流床固群工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事用道路補修		式		1		
仮橋・仮栈橋工		式		1		
仮橋上部		式		1		
覆工板設置・撤去〔仮橋・仮栈橋〕		式		1		
砂防仮締切工		式		1		
土砂締切		式		1		
コンクリート締切		式		1		
水替工		式		1		
ポンプ排水		式		1		
仮水路工		式		1		
コルゲートフリューム		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 武智川下流床固群工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
盛土(コルゲートフレーム架台)		式		1		
袋詰玉石撤去工		式		1		
袋詰玉石撤去		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
安全費		式		1		
落石防止網(繊維網)設置		式		1		
技術管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 武智川下流床固群工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 8 武智川下流床固群工事

(合 意) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	133, 519, 509
(2)共通仮設費	13, 222, 000
(3)純工事費	146, 741, 509

(1)+(2)

(4)現場管理費	36, 670, 000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	183, 411, 509
----------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	31, 178, 491
(8')その他費目計	0
(9)業務委託料等	0

(10)工事価格	214, 590, 000
----------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	21, 459, 000
------------	--------------

(12)請負工事価格	236, 049, 000
------------	---------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	214, 590, 000
-------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	215, 171, 000
------------	---------------

(15)調査基準価格の100/110	195, 610, 000
--------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
--------------	---

(17)工場管理費	0
-----------	---

(18)工場製作原価	0
------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	31, 179, 956
------------------	--------------

令和 8 年度
R 8 武智川下流床固群工事
特記仕様書

令和 8 年 6 月
国土交通省 富士川砂防事務所

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書（令和 8 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1 「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第 5 条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第 6 条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を

記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 長野県諏訪郡富士見町富士見地先 緯度 35° 54' 02" 経度 138° 13' 35"
終点 長野県諏訪郡富士見町富士見地先 緯度 35° 54' 03" 経度 138° 13' 33"

第7条 コリنزへの工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にする。

（記載例）

本工事は、釜無川左支川武智川において、土砂、洪水を安全に流下させ、土砂災害を防止するための武智川下流床固群のうち、床固工及び護岸を施工する工事である。

主な工種は流路護岸工・床固工であり、それぞれ1式を予定している。

第8条 コリنزへの設計業務名およびテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリنزへ登録する業務名およびテクリス番号

業 務 名	TECRIS番号
H 2 1 武智川下流砂防施設詳細設計業務	4001767672
H 2 3 武智川下流床固群関連施設設計業務	4008297130
R 6 ・ R 7 富士川砂防管内砂防施設設計業務（その2）	4058514517

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改修工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ○○建設株式会社 印

注意1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2）所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要性を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は富士川砂防事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査

資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

別紙様式-0

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－３	元請けの手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請けの資機材購入先の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第１１条 低入札契約におけるモニターカメラ設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。
なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１２条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ① 流路護岸工
- ② 床固工

第１３条 工事書類の作成

- １．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。
- ２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- ３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
- ４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１４条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１５条 情報共有システムの活用について

- １．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和８年３月版）に基づき実施すること。
- ２．通信環境等により情報共有システムを使用できない場合は監督職員と協議するものとする。
- ３．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要

件を満たすものとする。

- ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.8）
令和8年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

4. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
5. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
6. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要する場合、監督職員と協議するものとする。「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第17条 「設計審査会」の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第18条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・ 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第 19 条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 20 条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-17 から 1-1-1-19 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によることとする。

第 21 条 スライド条項

工事請負契約書第 26 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金額の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 22 条 建設リサイクル法対象工事

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律 104 号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも、変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （構造物撤去工）	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
コンクリート殻（無筋）	丸眞興業(有)	長野県諏訪郡富士見町富士見5237-1

上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職

員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

③受入時間

丸眞興業(有) : 8時00分～17時00分

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。
 - ・ 再資源化等が完了した年月日
 - ・ 再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・ 再資源化等に要した費用
3. 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
4. その他
工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定していた条件により難しい場合には監督職員と協議するものとする。

第23条 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第24条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第25条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品—検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第26条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和8年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和8年3月改

定)の関連要領等一覧 (URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」) によるものとする。

第27条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）（以下、写真管理基準）「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(以下デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第28条 ICT活用工事（作業土工（床掘工））について

1. ICT活ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

- (1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
 - (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。
対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。
 - ①起工測量（選択）
 - ②3次元設計データ作成
 - ③ICT建設機械による施工
 - ④該当なし（3次元出来形管理等の施工管理）
 - ⑤3次元データの納品
3. 受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～6によりICT施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記①（選択）②③および⑤の段階でICT施工技術を活用することとし、作業土工（床掘工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量、対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、作業土工（床掘工）以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、作業土工（床掘工）と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。
5. ICT施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。
- ①起工測量（選択）
受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはICT施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。
ICT施工技術を用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、以下1）～7）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。
 - 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
 - 2）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 5）TS等光波ちやを用いた起工測量
 - 6）TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
 - 7）RTK-GNSSを用いた起工測量
 - ②3次元設計データ作成
受注者は、5. ③1）3次元MCまたは3次元MG建設機械により施工を実施する場合、5. ①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工を行うため、3次元設計データを作成する。
 - ③ICT建設機械による施工
以下1）、2）に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。
なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。
 - 1）3次元MCまたは3次元MG建設機械※
※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。
建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

2) 2次元MG建設機械

建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する2次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤ 3次元データの納品

5. ②により作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、1-3①において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。

6. 上記5. ①(選択)②③の施工を実施するために使用する I C T 機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した C A D データを受注者に貸与する。また、I C T 施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第29条 I C T 活用工事における適用(用語の定義)について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ(以下「3次元データ」という。)等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第30条 I C T 活用工事(作業土工(床掘工))の費用について

1. 受注者が、契約後施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに、作業土工(床掘工)及び作業土工(床掘工)以外の工種に関する I C T 活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、I C T 施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

・ I C T 活用工事(導入型)積算要領

・ I C T 活用工事(作業土工(床掘工))積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第31条 I C T 活用工事の活用効果等に関する調査

I C T 活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「I C T 活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第 3 2 条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１） 洋式（洋風）便器
- （２） 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３） 臭い逆流防止機能
- （４） 容易に開かない施錠機能
- （５） 照明設備
- （６） 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７） 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８） 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９） サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０） 鏡と手洗器
- （１１） 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２） 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （１３） 擬音装置（機能を含む）
- （１４） 着替え台
- （１５） 臭気対策機能の多重化
- （１６） 室内温度の調整が可能な設備
- （１７） 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 3 3 条 BIM/CIM 適用工事について

1. 本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料 1 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。3次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
〔義務項目〕	
2次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、2次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計等で作成された3次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
〔推奨項目〕	
現場条件の確認	3次元モデルに建機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。 本工事では、建機と西久保橋の干渉、建機の搬出入経路及び旋回範囲を確認する。
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
（参考）3次元モデル作成の目安	
詳細度	200～300程度
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM取扱要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照。）

2. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成担当者
- 8) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

3. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 9) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 10) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

4. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）

5. 貸与資料（※4）

本工事に関連する以下の業務等において作成した3次元モデルのデータを貸与することができる。

・ R 6 ・ R 7 富士川砂防管内砂防施設設計業務（その 2）

6. その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト (<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第 3 4 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、令和 8 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。
 - Ⅰ. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - Ⅱ. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - Ⅳ. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - Ⅴ. 地下埋設物の損傷事故防止
 - Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - Ⅶ. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再確認教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和元年5月）」に基づき監督職員に確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導員は、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
6. 安全ネットの設置
切土法面には落石防止網を設置し、災害の防止に努めるものとする。
7. UAV等を使用する際の安全面への配慮について
受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。
URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第 3 5 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 真夏日の定義
日最高気温が30℃以上の日を指す。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
 - ①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。
 - ②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。
 - ③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第36条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第37条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

上記については土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に

記載の上、設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。
また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。
防災措置に要する費用については第20条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第38条 事業損失防止施設

工事施工に伴い、工事箇所近隣の事前事後調査を下記の要領で行い、監督職員に報告しなければならない。なお、工事施工期間中、工事箇所近隣に被害があった場合には、速やかに状況を調査し、監督職員に報告しなければならない。

1. 工事施工箇所の近隣の建物等について工事施工の事前、事後調査を行い、その結果を提出するものとする。調査件数は下記のとおりとする。なお、調査に係る費用については計上していないが、協議の上、契約変更の対象とする。

区 分	建物規模	事前	事後	単位
西久保橋	12m	1回	1回	基

詳細については、監督職員の指示によるものとし、調査内容、報告については次のとおりとする。

①調査内容

西久保橋の橋台において変位や損傷等がないか調査を行い、工事との因果関係が把握できるよう資料を作成するものとする。

②報告書

①の内容について平面図や事業損失防止施設調査結果報告書として被害状況を取りまとめ、状況写真集とともに製本して2部提出するものとする。

第39条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち、本工事区間に近接する架空線等上空施設について、現地で詳細を確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。
また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第40条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月関東地方整備局河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP＞河川＞技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第41条 特定調達品目の調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用に当たっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については監督職員より指示する。

第42条 低騒音型建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第43条 交通安全管理・工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第44条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書1-1-1-37交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ①当該車両に関する特殊車両通行許可証
 - ②現場等着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
 - ③車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）
- なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-40官公庁等への手続き第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第45条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1)仮設備関係
環境対策の充実を実施するものとする。
 - (2)営繕関係
現場休憩所の快適化を実施するものとする。
 - (3)安全関係
盗難防止対策を実施するものとする。
 - (4)地域連携
社会貢献・地域対策費等を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の100%を上限として設計変更の対象とする。

〔表1〕 現場環境改善の内容

費 目	
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営費等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

4. 本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施

要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第46条 工期

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式ー16により、工事の始期及び終期を通知すること。余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和10年6月30日まで

2. 工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	30日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見こむための係数 実働日数×係数）	1.755
④ うち休日（土日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇）	275日間

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：42日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：3日間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

3. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
5. 本工事の工期は出水期間を見込んでいる。6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。
なお、既存施設の治水上の安全度を下げないように留意すること。
 - ・準備工・後片付け
 - ・舗装工（管理用道路）
6. 降雪等による現場閉鎖期間は、監督職員の承諾を得るものとする。

第47条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第48条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程

の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

2. 工事契約後、設計審査会等において、「第47条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙ー5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第49条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工時の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、最寄りの気象観測所における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第50条 担い手確保・育成の取組について

1. 本工事において、受注者自らが企画・実施した建設業の担い手確保・育成に関する取組について、その実施状況を様式ー1及び様式ー2により、監督職員へ報告できるものとする。
2. なお、企画・実施にあたっては、受注者の責において実施するものとする。
3. 企画・実施する取組については、以下を参考とされたい。
 - 1) 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組
 - ・学生等に対する現場見学会、インターンシップの実施
 - ・建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験等
 - 2) 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組
 - ・地域防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援等
 - 3) 建設現場の生産性の向上、労働環境を改善する取組
 - ・i-Construction（ICT土工等）の取組を広報
 - ・工事現場の週休2日（4週8休含む）の確保を徹底
 - ・働きやすい環境（更衣室、休憩場所の設置）の整備等
 - 4) 若手・女性技術者の確保・育成のための取組
 - ・当該工事現場をフィールドに、若手・女性技術者に対する研修や講習会を実施等
 - 5) その他
 - ・その他、本条項の主旨に該当すると認められるもの

第51条 個人情報の取扱いについて

（基本的事項）

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記載された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。
9. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

(管理の確認等)

10. 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

11. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

12. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない

第52条 概算・概略数量

1. 本工事における下記の工種においては概略構造及び概略数量を示したものであり詳細については、監督職員の指示によるものとする。
 - ・ 流路護岸工
 - ・ 排水構造物工
 - ・ 構造物撤去工
2. 詳細設計については、現在、別途行われているところであり、この成果の引き渡しは令和8年9月下旬とする。

3. 現在実施中の詳細設計において、工事施工中、既設護岸の取壊し等の作業において西久保橋への影響がないかを確認する方法についても検討中であるため、詳細設計成果の引き渡し後、必要な対応を講ずるものとする。

第53条 新技術の活用（新技術の定義）

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ②公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術
新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。
 - 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <https://www.netis.mlit.go.jp>
 - 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
 - 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
 - 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。
なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第54条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第53条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す①～④の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第53条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す①～④のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム（NETIS）」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第55条 建設現場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施
「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活

用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（5）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（6）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（7）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

（8）通信環境

①遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。

なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

- ②遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第56条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を

行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(7) 通信環境

①遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。

なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

②遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第57条 契約後VE方式

1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲について

1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出について

1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(2) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査について

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. VE提案の採否等について

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更等について

1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

- 3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 4) V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。
7. V E 提案の活用と保護について
評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
8. 責任の所在について
発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第58条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施
本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である
2. 試行の内容
工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。
本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。
なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第53条新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。
3. 工事成績評定
施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする
4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第59条 出来高部分払方式について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第60条 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

1. 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下、実績変更対象費）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
2. 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
3. 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
4. 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書

の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

5. 受注者の責による工事工程の遅れ等受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
6. 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式 1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式 1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
7. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
8. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第 6 1 条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第 6 2 条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

1. 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
2. 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
3. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1 週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
4. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
5. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
6. なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があつた場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第2章 土工

第63条 土の分類

本工事で掘削する土の分類は、以下のとおりとする。

土砂 : 岩塊・玉石

第64条 建設発生土の受け入れ地

1. 発生土の受け入れ場所は、空谷砂防堰堤上流左岸とする。(運搬距離12.5km)
2. 建設発生土搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
記載内容については、土木工事電子書類作成マニュアルを参照すること。
3. 受け入れ地での処理方法は、整地を見込んでいる。
4. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第65条 一般事項

発生材については、関係法令等を遵守し、適切に処理するものとする。

第66条 立木の伐採

1. 工事の施工箇所における立木の伐採は必要最小限とし、伐採対象木については監督職員の確認を得なければならない。なお、伐倒木の集積場所等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。なお、有価物が発生する場合は、監督職員と協議すること。

第67条 盛土工

1. 盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 締固め度の管理は、現場密度又は空気間隙率によるものとし、出来形管理基準及び規格値に示された値とする。

第68条 法面整形工

1. 土羽土(衣土)、覆土の盛土材料については、「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」に基づき事前に土質試験を行い、施工性が確保できるとともに、適切な締固め度が得られることを確認するものとする。
2. 盛土法面の締固め度の管理にあたっての試験方法及び規格値については、「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」に準拠し砂置換又は突砂法により行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議のうえ、試験方法及び規格値を設定するものとする。
3. 盛土法面における現場密度試験の測定頻度については、「出来形管理基準及び規格値」における「法面整形工(盛土部)」の厚さ管理を行う頻度に準拠するものとし、測定位置は監督職員と協議により決定するものとする。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第69条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートはレディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

構造物	記号	粗骨材 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	呼び強度 (N/mm ²)	セメントの 種類	水セメント比 (W/C)
床固・副床固・水叩・斜路・魚道・底張コンクリート(一般部)	D	40	5±1.5	21.0 以上	高炉B種	60%以下

側壁・隔壁・根継コンクリート・底張コンクリート（橋梁下部）・もたれ式擁壁	E	40	8±2.5	21.0以上	高炉B種	60%以下
ブロック積み擁壁（一般部）	—	25	8±2.5	21.0以上	高炉B種	60%以下
現場打ち型水路・吐口工	—	40	8±2.5	18.0以上	高炉B種	—
ブロック積み擁壁（取壊し・復旧部）・ヒューム管・集水桝	—	25	8±2.5	18.0以上	高炉B種	—

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は、「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

3. 冬期養生について

冬期養生方法については、12月1日～3月31日の適用期間に、給熱養生を見込んでいる。

第70条 配合

一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下としなければならない。水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝 及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第71条 レディーミクストコンクリート単位水量測定

本工事においては、1日当たりレディーミクストコンクリートの使用量が100m³以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について（平成15年10月2日、国官技第185号）」、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月2日、国コ企第3号）」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定(案)」（以下、測定要領という）（これらについて、が所持しない場合は工事契約後から監督職員に通知を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。測定機器は測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが、現場状況により発注者から測定機器を指示する場合がある。又、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。

単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 監理基準値・測定結果と対応」により実施することとする。なお、これらに定められていない場合は監督職員と協議するものとする。

第72条 銘板の設置

1. 銘板の材質・規格及び記載事項については以下を標準とし、詳細について受注者は監督職員と協議し指示を受けるものとする。

1) 材質・規格

- ①材質：鋳鉄製
 - ②寸法：600×400×13
 - ③文字サイズ：施設名称は100mm～150mm程度、その他は50mm程度
- なお、銘板の寸法について変更となる場合は、設計変更の対象とする。

2) 記載事項

- ①構造物名称
- ②工事名称
- ③完成年月
- ④諸元

- ⑤設計会社名、設計責任者名
- ⑥施工会社名、監理技術者名
- ⑦施工会社名、現場代理人名
- ⑧当該工時に携わった技術者名及び所属する会社名
- ⑨発注機関名

2. 取付位置については、通常の点検で目視できる位置とし、監督職員の承諾を得るものとする。
(記載例)

〇〇〇〇砂防堰堤	
工事名称	〇〇〇〇工事
完成	令和〇年〇月
天端標高	〇〇〇.〇m
高さ 〇〇.〇m	長さ 〇〇.〇m
設計会社	〇〇コンサルタント (株)
施工会社	〇〇建設株式会社
監理(主任)技術者氏名	〇〇〇〇
現場代理人氏名	〇〇〇〇
担当技術者氏名	〇〇〇〇
国土交通省	

第73条 型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。

型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第2編 材料編

第1章 土木工事材料

第74条 一般事項

- ・石積・石張に使用する石材は、 $\phi 30$ cm程度とし、現地採取を見込んでいる。

第75条 セメントコンクリート製品

1. 護岸用コンクリートブロックについて

コンクリートブロックは、「護岸用コンクリートブロックの製作管理基準」(平成8年6月制定)によるものとする。

2. 積ブロックについて

ブロック積擁壁に使用するコンクリート積ブロック(控35cm)は、JIS(JIS A 5371)又はこれに準じたものとし、1m²当り重量は350kg以上とする。

第76条 目地版

伸縮目地材は、合成樹脂発泡体(発泡倍率15倍)とし厚さは10mm又はこれと同等品以上とする。

第77条 合成樹脂製品

水抜パイプは、硬質塩化ビニル管(一般管)径50mm又はこれと同等品以上とする。

第 7 8 条 建設資材調達困難に係る設計変更

地域の社会情勢等により、当初設計において予定していた建設資材に関して、調達に不足の日数を要する場合は工期延期について、または、調達困難な場合は同等品質以上の建設資材への変更について、事前に監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については、設計変更の対象とする。

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 総則

第 7 9 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を R 7 ・ R 8 富士川砂防釜無川・白州工事監督支援業務関東建設・グラウンド設計共同体に委託している。

第 8 0 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、及び発注担当事務所の職員である。
3. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

第 8 1 条 段階確認

受注者は共通仕様書ならびに下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
流路護岸工	コンクリートブロック積工	法線設置完了時
		床堀完了後
		埋戻し前
床固工	床固本体工 側壁工 水叩工	床堀完了後
		埋戻し前

第 8 2 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－ 1 2 によるものとする。

第 8 3 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和 8 年 2 月）」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品

を原則とする。

オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第84条 富士川砂防事務所砂防関連情報管理システム用のデータ作成

1. 前条の電子納品について、「富士川砂防事務所砂防関連情報管理システム」に登録するための「追加キーワードシート」を作成し、そのデータ（Excelファイル）を提出するものとする。
2. 「追加キーワードシート」及びその入力方法については、監督職員より通知する。

第85条 技術検査（共通仕様書3-1-1-8）

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第86条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

- ① 施工計画書
- ② 施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）
- ③ 工事打合せ簿（協議）
- ④ 工事打合せ簿（提出）
- ⑤ 工事打合せ簿（承諾）
- ⑥ 出来形管理図表
- ⑦ 品質管理図表
- ⑧ 品質規格証明資料
- ⑨ 品質証明書
- ⑩ 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・ 施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第87条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 一般施工

第88条 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 埋戻し場所は、構造物設置のために掘削した箇所とする。

2. 埋戻し高については、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 1項の埋戻し場所のうち、締固を要する箇所は、構造物の基礎及び側壁、護岸裏側の掘削箇所、その他監督職員の指示する箇所とする。
4. 締固めは、一層40cm以内に敷均し、下記のいずれかの方法又は、監督職員の承諾を得た方法で締固めなければならない。
 - (1) ブルドーザ(15t以上)の場合は5回以上、(21t以上)の場合は4回以上
 - (2) 振動ローラ(2.5t以上)の場合は5回以上
 - (3) タンパ(60～100kg)の場合は5回以上
5. 構造物基礎面に大転石が露出した場合は、監督職員の指示により処理するものとする。

第89条 石積・石張工

石積・石張の施工にあたっては、石材の直径の1/2程度をコンクリートに埋め込むものとし、施工範囲等詳細については、監督職員の承諾を得るものとする。

第90条 石材の採取

石積・石張に使用する石材は現場内採取とし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

また、採取後の整地及び跡片付け等の細部については、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、採取場所等に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

第91条 ブロック積

水抜き孔は、2㎡に1箇所程度設置するものとし、その設置位置については、監督職員の承諾を得るものとする。

第92条 構造物取壊し工

工事施工範囲に伴って、既設構造物の支障となる部分について取壊しを行うものとするが、その範囲等の詳細については監督職員と協議するものとする。

なお、西久保橋の橋台右岸部の取壊しについては静的破碎剤による取壊しを想定しているが、上記によりがたい場合は監督職員と協議を行い、必要と認められる費用については契約変更の対象とする。

第93条 工事用道路

1. 工事用道路の使用については、受注者自ら安全を確認のうえ通行するものとする。
2. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と補修実施の有無、構造・範囲等について協議するものとする。なお、補修費用については設計変更の対象とする。
3. 本工事で施工する工事用道路は、原則として工事終了後撤去し、原形に復するものとする。
4. 本工事における工事用道路工において下記の費用を見込んでいる。

工事用道路補修【一次施工】：L＝66m×6回
工事用道路補修【二次施工】：L＝68m×5回

ただし、補修に関する詳細は監督職員の承諾を得るものとする。

第94条 仮設工

本工事で施工する工事用道路、流水処理としての仮締切工及びその他の仮設備等に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等について十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。ただし、現地状況により仮設構造等の変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

第95条 仮締切工

仮締切工については、以下の条件を満たしているものとする。

- (1) 設計対象流量は、次表のとおりとする。

対象時期	対象流量
1月、2月、11月、12月	12.09m ³ /sec
3月	18.14m ³ /sec
4月～8月	24.18m ³ /sec
9月、10月	36.27m ³ /sec

(2) 原則として、仮排水路のために下流側の岩盤を掘削してはならない。

第96条 クレーン費用

本工事の流路護岸工、床固工におけるラフテレーンクレーンについては25t吊(日極)を計上しているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

第97条 現場除雪

受注者は、当該工事の施工に必要な範囲の除雪作業が必要になった場合、除雪の実施方法及び処理方法等について監督職員と協議するものとする。本費用については、契約変更の対象とする。

第4編 砂防編

第1章 砂防堰堤

第98条 天端面整形

側壁及び護岸背後等の天端面について、玉石等の除去を行い、平坦に締固めるものとする。
なお、詳細については、監督職員の承諾を得るものとする。

第99条 側壁工

1. 側壁に設置する水抜きは、2m²に1箇所程度の割合で設置するとともに、裏側に吸出し防止材を設置するものとする。
2. 側壁の水抜きは、常時湛水が予想される位置には設けない。なお、設置位置については、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 側壁に設置する伸縮継目の施工間隔は10mを標準とし、伸縮目地板を使用しなければならない。なお、その施工箇所は、監督職員の承諾を得るものとする。

第100条 足掛金物設置工

足掛金物(樹脂加工400×300芯22mm)の設置箇所は、床固の袖小とするが、詳細については監督職員の承諾を得るものとする。

第5編 道路編

第1章 舗装

第101条 材料

本工事における管理用道路工の下層路盤に使用する粒状路盤材料は、RC-40とする。

第6編 その他

第102条 現場における留意事項

施工を行うにあたって、以下の事項について留意すること。

1. 施工を行うに当たっては、地層構造や地山の劣化状態を調査し、崩壊等の危険性について詳細に確認・検討すること。また、過去及び現在の地山の崩壊等の状況、作業箇所の形状等にも注意した上で危険性を判断すること。

なお、対策立案の一助とするため、下記資料を提供することができる。

- (1) 最新及び過去の災害時の航空写真（の撮影者・撮影時期）
 - (2) 過去の土砂災害発生年月、災害状況写真、災害時の降雨量、最新の崩壊分布図
 - (3) 最新の雨量情報は、富士川砂防事務所のHP（<http://www.ktr.mlit.go.jp/fujikawa/>）で閲覧できる。
2. 崩壊等の危険性が高い場所での作業に当たっては、崩壊等の危険がある部分を確実に取り除く等した上で行うこと。また、必要な安全対策を実施すること。
 3. 法面等において作業を行う場合は、万一の崩壊に備え、その日の作業開始前や異常時の地山の点検を適正に行って施工するほか、関係法令の遵守に加え、作業員の安全確保に万全を期すこと。
 4. 以上の事項については、受注者及び関係下請負者等の作業員を含めた関係者へも周知徹底を図ること。
 5. 上記4項目に対し実施する内容については、施工計画書に記載し提出する。
なお、実施内容について、必要と認められるものについては、監督職員との協議により、設計変更の対象とする。

第103条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第104条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。ただし、点検が日没後となる場合は、翌日の日の出後に点検を行うことができる。点検結果については、速やかに監督職員へ報告するものとする。

第105条 土石流に対する安全対策

1. 施工箇所は土石流が発生する恐れのある河川と考えられるので、作業の安全を確保するために必要となる対策を実施するものとする。
2. 安全対策の検討のための資料提供
対策立案の一助とするため、下記資料を提供することができる。

- (1) 流域面積・河床勾配・最新及び過去の災害時の航空写真（の撮影者・撮影時期）
- (2) 過去の土砂災害発生年月、災害状況写真、災害時の降雨量、最新の崩壊分布図
- (3) 最新の雨量情報は、富士川砂防事務所のHP（<http://www.ktr.mlit.go.jp/fujikawa/>）で閲覧できる。

3. 安全対策設備

安全対策として必要な仮設備の仮設にあたっては、受注者自らの責任において、現地状況を十分に把握し安全性、経済性及び細部構造等について十分に検討を行った上、必要な安全対策設備を施工するものとする。

なお、安全対策設備の設置に要する費用については計上していないが、協議の上、契約変更の対象とする。

第106条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第107条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第43条 第43条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第39条
安全対策関係	■ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。	第32条
工事用道路関係	■ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 ■ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ■ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第78条 第78条 第78条
仮設備関係	■ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	第80条
その他	■ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。	第22条

概略工事工程表

工事名：R8稲又第三砂防堰堤改築工事

別紙ー5

工 種		単位	数 量	令和8年度								備考		
				7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月				
準備工		式	1	余 裕 期 間 ※ 任 意 で 設 定 可 能									・30日間	
仮設工 （設置）		式	1											・仮橋・仮栈橋工（設置）1pt ・工事用道路工（設置）1pt
仮排水路工		式	1											・台座コンクリート工1pt
仮排水路工		式	1											・張コンクリート1pt
仮排水路工		式	1											・コンクリート擁壁工1pt
仮設工 （撤去）		式	1											・仮橋・仮栈橋工（撤去）1pt ・工事用道路工（撤去）1pt
後片付け		式	1											・20日間
制約条件														
夏期休暇			—										・8月中旬	
年末・年始			—										・12月下旬～1月上旬	

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

様式 - 1

担い手確保・育成に関する実施状況（概要報告）

工 事 名		受 注 社 名	
項 目	実 施 内 容		
☐ 建設業界への入職のきっかけ作りとなる取組み			
☐ 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組み			
☐ 建設現場の生産性の向上、労働環境を改善する取組み			
☐ 若手・女性技術者育成のための取組み			
☐ その他			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

様式 - 2

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

担当出張所名：_____

工 事 名		受 注 社 名	
項 目			
実 施 内 容			
実施日（期間）		対象者・人数	
他工事との合同実施	☐ 有 ☐ 無	合同実施工事名	
マスコミ取材	☐ 有 ☐ 無	取材社名（新聞社、テレビ等）	
(具体的な実施内容の説明)			
(添付図・写真)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。